

公 告

陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊

令和6年8月26日

公 告

防衛省陸上自衛隊
福知山駐屯地業務隊長
山田 智
(公印省略)

陸上自衛隊福知山駐屯地における展示即売店の設置及び営業する業者等の募集について

京都府福知山市天田無番地に所在する陸上自衛隊福知山駐屯地において、展示即売店を設置し営業を行う業者等について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 各契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）又は同等の資格を有すること。
- (3) 過去5年以内に福知山駐屯地で展示即売店として出店した実績のない業者は説明会に参加すること。（説明会日時及び申し込み要領は募集要領に記載。）

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置条件

- (1) 設置業種
食品・飲料類（酒類除く。）及び訓練、演習用品、スポーツ用品（登山・キャンプ用品を含む。）、その他日用品等
- (2) 店舗設置場所
京都府福知山市天田無番地 陸上自衛隊福知山駐屯地 厚生センター前
- (3) 出店期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日の間

4 公告期間

令和6年8月26日（月）から令和6年9月9日（月）

5 募集要領及び仕様書の配布

- (1) 期 間
令和6年8月26日（月）午前9時から令和6年9月9日（月）午後5時まで
（ただし、土・日及び祝日等閉庁日を除く。）
- (2) 場 所
京都府福知山市天田無番地 陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊厚生科

6 展示即売店設置業者の選定

提出された企画提案書等の書類選考により、総合的に審査を実施し採用業者を決定する。
(※審査に関するお問い合わせ等にはお答えできません。)

7 申込先及び問合せ先

〒620-8502
陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊厚生科
TEL 0773-22-4141 内線328
担 当：江川（えがわ）

募 集 要 領

陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊

募集要領

1 概要

京都府福知山市天田無番地に所在する陸上自衛隊福知山駐屯地において、隊員の利便性及び福祉の向上を図るため、展示即売店を設置及び営業する業者等を以下に掲げる要件により募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）または同等の資格を有すること。
- (2) 暴力団及び暴力団員ではないこと、また、暴力団と関係しないこと。（暴力団排除に関する誓約条項に同意出来る者）
- (3) 公的契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者等でないこと。
- (4) 過去に法令違反等がないこと。
- (5) 過去5年以内に福知山駐屯地において展示即売店として出店した実績のない業者については第4項に示す説明会に出席できること。

3 設置及び営業施設の所在地及び名称

京都府福知山市天田無番地 陸上自衛隊福知山駐屯地

4 業者説明会（募集要領・仕様書）

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。
（ただし、過去5年間に展示即売店として出店した業者等を除く。）

- (1) 日時：令和6年9月10日（火）午前10時から
 - (2) 陸上自衛隊福知山駐屯地内（厚生センター2F 多目的室）（予定）
 - (3) 携行品：募集要領、仕様書、筆記具
- ※ 説明会参加業者等の方は、準備の都合上、9月9日（月）午後3時（ただし、土・日及び祝日等閉庁日を除く。）までに、①会社名 ②参加者氏名（1社2名以内まで）③連絡先住所・電話番号をFAX等により通知して下さい。

〒620-8502

陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊厚生科共済班

TEL 0773-22-4141 内線328

FAX 0773-22-9549

（FAX送信の際は事前に電話をください。）

担当：江川（えがわ）

5 設置及び営業条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

- (2) 設置及び営業場所（詳細は仕様書参照）
厚生センター前
A区画 (33.0㎡)
B区画～D区画 (15.0㎡)
- (3) 設置及び営業日
令和7年4月1日から令和8年3月31日の間で設置及び営業を希望する日
(ただし、土・日及び祝日等を除いた開庁日で使用許可された日)
- (4) その他
仕様書のとおり。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置及び営業を希望する者は、以下に示すとおり、期限までに申請書等の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書：1部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書：1部（別紙様式第2）

※以下の各事項について、必ず記載すること。

a 販売予定商品・販売予定価格表（別紙様式第3）

b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

c 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

d 衛生管理方法

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

f 陸上自衛隊福知山駐屯地における営業方針

g 会社概要

h その他のアピールポイント

i 設置及び営業希望区画及び希望日数申請書（別紙様式第4）

(ウ) 企画提案書付属書類：1部

販売商品カタログ（写真等）、その他企画提案書の具体的資料等

(エ) その他関係書類：各1部

応募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

a 業務確約書（別紙様式第5）

b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）

c 財務諸表（直近のもの）、（個人である業者については、所得税青色申告決算書、又はその他の確定申告の写しを提出）

- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
(個人：その3の2、法人：その3の3)
- e 会社概要、営業経歴書（任意様式、パンフレット可）
- f 印鑑証明書
- g 営業許可書の写し（営業許可が必要な業種のみ、福知山市内での営業が許可されているものを提出）
- h 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式第6）及び役員名簿（別紙様式第7）
- ※1 資格審査結果通知書（全省庁統一規格）を有する者に限り、その写しの提出をもって、b・c及びdに定める書類に代えることができる。
- ※2 「令和6年度福知山駐屯地夏祭り及び令和6年度福知山駐屯地創立記念行事」の公募へ申し込んだ実績のある業者に限りb～fの提出を省略することができる。

イ 提出期間

令和6年9月11日（水）午後9時から令和6年10月1日（火）午後5時まで

ウ 提出先

〒620-8502 京都府福知山市天田無番地

陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊厚生科共済班 担当：江川

(2) 応募上の注意事項

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。また、提出書類については、修正テープや修正液等を使用し修正しないこと。

- ア 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提出後の提案書類の変更（修正、差替え、削除、追加）は禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等の書類選考により、総合的に審査を実施し採用業者を決定する。

(※審査に関するお問い合わせ等にはお答えできません。)

8 決定日（公示）

令和6年10月8日（火）【予定】

陸上自衛隊福知山駐屯地厚生科共済班前掲示板にて掲示

※ 決定業者には個別に連絡を実施する。

9 業者決定後の手続き

業者決定後に別途、通知する。

※ 諸事情により出店要望日に沿うことができない場合があります。

申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
福知山駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人・個人

担当者氏名

電 話

F A X

京都府福知山市天田無番地に所在する陸上自衛隊福知山駐屯地において、展示即売店を設置し営業を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は、印鑑証明書の登録印を使用して下さい。

企 画 提 案 書

※ 様式変更可

会 社 名 :

a 販売予定商品・販売予定価格表（別紙様式第3）
b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
c 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
d 衛生管理方法（200字以内）
e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）

（※ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加している場合、加入証明書等の写しを添付すること。）

f 陸上自衛隊福知山駐屯地における営業方針（200字以内）

g 会社概要

（1） 本社所在地

（2） 設立年月日

（3） 資本金

（4） 従業員数

（5） 店舗数

（6） 売上高

h その他のアピールポイント（200字以内）

i 設置及び営業希望区画及び希望日数申請書（別紙様式第4）

設置及び営業希望区画及び希望日数申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
福知山駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

展示即売店の設置及び営業に際し、下記のとおり申請します。

記

使用年月	使用計画回数（区画別）			
	A	B	C	D
令和7年4月				
令和7年5月				
令和7年6月				
令和7年7月				
令和7年8月				
令和7年9月				
令和7年10月				
令和7年11月				
令和7年12月				
令和8年1月				
令和8年2月				
令和8年3月				
計				

※1 希望される区画欄内に設置及び営業日数を記入して下さい。

※2 申請印は、印鑑証明書の登録印を使用して下さい。

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

福知山駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊福知山駐屯地における展示即売店の設置及び営業の業務」の応募に関し、募集要項及び仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名

電 話

F A X

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は、印鑑証明書の登録印を使用して下さい。

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約相手として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式7により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
近畿中部防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

仕 様 書

陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊

仕様書

1 業務件名

陸上自衛隊福知山駐屯地における展示即売店の設置及び営業

2 業務内容

展示即売店の設置及び営業

3 設置場所

京都府福知山市天田無番地

陸上自衛隊福知山駐屯地 厚生センター前

4 募集業種

食品・飲料類（酒類除く。）及び訓練、演習用品、スポーツ用品（登山・キャンプ用品を含む。）、その他日用品等

5 使用許可期間（営業日及び営業時間）

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

ただし、営業日については、陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）及び近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）の申請に対して許可した日とし、国業務（行事）及び緊急時等には国が使用する。営業時間については、原則として、午前10時から午後6時までとし、それ以外は、別途協議とする。

6 国有財産使用面積（詳細は、別紙参照）

(1) A区画 (33.0㎡)

(2) B区画～D区画 (15.0㎡)、

7 国有財産使用料（概算）

(1) A区画 日額 約431円（消費税込）

(2) B区画～D区画 日額 約196円（消費税込）

※1 上記の国有財産使用料は、令和6年度の1㎡あたりの価格を基に算出した1日使用のおおよその額であり、令和7年度の使用料については、別途、算定されるため、確定ではないことを了承されたい。

※2 国有財産使用料は、乙が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納付されない場合は、延滞金が発生するものとする。

※3 電気料金は、使用電力量及び使用時間に応じて、別途、徴収するものとし、駐屯地会計隊長が指定する期日までに全額を納付するものとする。期日までに納付されない場合は、延滞金が発生するものとする。

8 実施業者の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

9 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置及び営業場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次に該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。
国有財産使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。また、この場合、丙は、国に対し一切の補償を請求することはできない。

10 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

11 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

12 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して甲及び乙の名義を使用してはならない。

13 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し火災、盗難の予防及び保安を常に心がけ、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することについて、一切の責任を負わなければならない。

14 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いがある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。また、37.5度以上、風邪様症状のある方は入場できない。

15 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

16 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

17 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする3ヶ月前に甲及び乙に通知すること。また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

18 業務仕様

- (1) 本業務の遂行にあたっては、甲等の指示に従うこと。
- (2) 展示即売店の設置、移設及び撤去にかかる費用は、丙の負担とする。
- (3) 丙は、本業務に要する国有財産使用料及び光熱水料のほか、利用物件に損害を与えた場合は、その修繕に係る一切の費用を負担しなければならない。
- (4) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (5) 丙は、商品の瑕疵等について利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、自己責任において即時に対応すること。
- (6) 丙は、営業後、営業場所周辺の清掃を行い衛生管理についての責任を負うものとする。
- (7) 丙は、当月に係る売上金額を翌月の10日までに、担当職員に提出すること。
- (8) 丙は、甲又は乙からの求めがある場合、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を同職員に提出しなければならない。

- (9) 丙は、申請した出店希望日数に基づき、原則、使用月の出店希望日を前月10日までに担当職員まで通知する。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

19 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日 法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

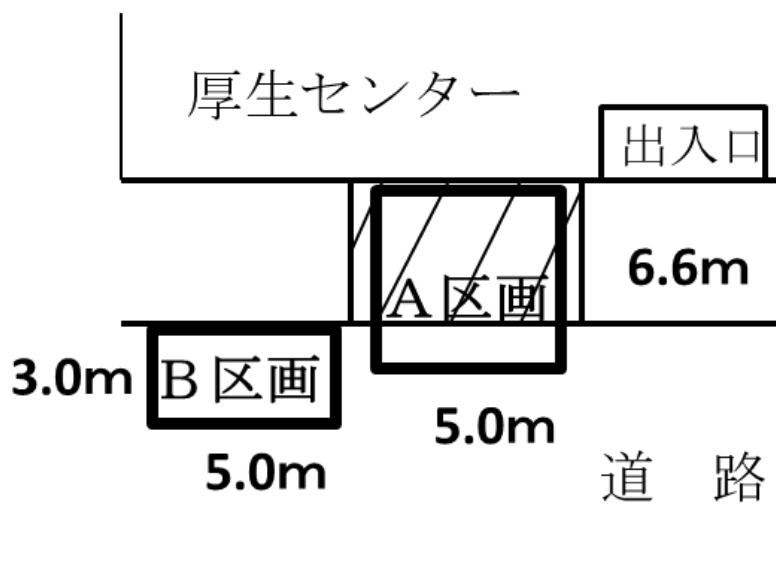
20 その他

甲等の事情により営業が中止又は日時内容等が変更された場合、これによって発生した費用、損害等について、丙は、一切賠償を請求しないものとする。

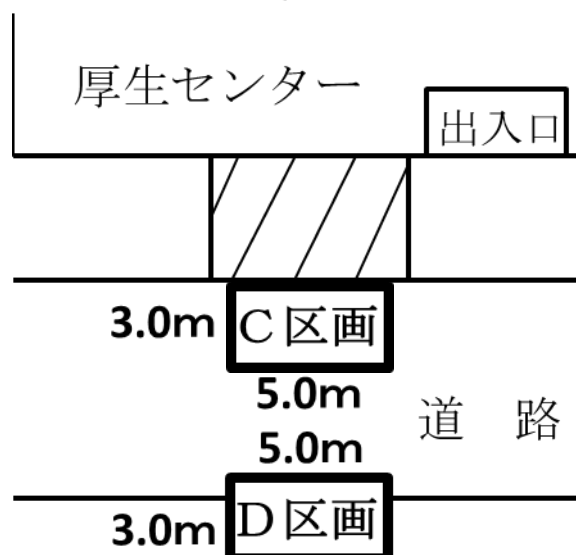
設置及び経営区画平面図

屋 外 (厚生センター前)

その1



その2



※1 斜線部は屋根、テーブル、ベンチ配置

※2 キッチンカー、天幕等を使用する業者は原則としてD区画になります。